

焼山浄化センター等維持管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

令和 5 年 12 月 27 日

十和田市長 小山田 久

1 業務概要

- (1) 件 名 焼山浄化センター等維持管理業務委託
- (2) 内 容 焼山浄化センター等維持管理業務委託仕様書のとおり
※契約時における仕様は、契約者との業務提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※契約締結日から業務開始日の前日までは、習熟準備期間とする。
- (4) 委託上限額 **21,813,000** 円以内(消費税及び地方消費税を含む)
※**19,830,000** 円以内(税抜)
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

2 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザル参加表明書の提出締切日において、十和田市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 十和田市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月 14 日十和田市条例第 39 条)に違反しない者。
- (5) 令和 5 年度十和田市物品等有資格者名簿の「営業種目コード 405 施設維持管理②下水道施設」に市内業者として登録されている者(以下「登録業者」という。)であること。
- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和 62 年建設省告示第 1348 号)第 2 条の規定による下水道維持管理業者登録簿に登録されている者であること。
- (7) 次に定める有資格者を配置できる者であること。なお、①及び②については、直接的な雇用関係にある者を配置すること。
- ①下水道法施行令第 15 条の 3 各号に掲げるいずれかの資格を有する者
- ②酸素欠乏危険作業主任者(労働安全衛生法第 14 条)

③その他施設の維持管理に必要な資格者

(8) 次に定める事項をすべて満たす総括責任者を業務対象施設に配置できる者であること。

①下水道法施行令第15条の3各号に掲げるいずれかの資格を有する者。

②終末処理場において2年以上の維持管理業務の実務経験を有する者。

③申請者と公告日以前に3か月以上の直接的な雇用関係にある者。

(9) 次に定める事項をすべて満たす副総括責任者を配置できるものであること。

①下水道法施行令第15条の3各号に掲げるいずれかの資格を有する者。

②申請者と公告日以前に3か月以上の直接的な雇用関係にある者。

3 プロポーザル日程

公募開始 令和5年12月27日

質問票の提出期限 令和6年1月15日

質問票に対する回答期限 令和6年1月19日

参加表明書の提出期限 令和6年1月22日

業務提案書の提出期限 令和6年1月26日

プレゼンテーション 令和6年2月13日(予定)

選定結果の通知 令和6年2月15日(予定)

※上記日程は、変更する場合があります。

4 その他

プロポーザル手続きの詳細は「焼山浄化センター等維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」等による。

5 問い合わせ先

担 当：十和田市上下水道部下水道課施設係

住 所：〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

電 話：0176-25-4034

F A X：0176-25-4016

Eメール：gesuido@city.towada.lg.jp